

支給要件確認書の記入例

世帯主氏名
現住所

発行日

清水町長 関 義弘

電子申請に使用する12ケタの番号

電子申請識別番号

清水町非課税世帯臨時給付金支給要件確認書

令和6年度清水町非課税世帯臨時給付金について、あなたの世帯は令和6年度住民税課税状況により、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和7年6月30日（月曜日）までに、この確認書を返送して下さい。

支給方法 口座振込
支給日 確認書が役場に到着（受理）した日から3～4日
支給口座
支給額

支給口座が印字されていない、または振込口座を変更する場合は下欄に記入して下さい。

※ 振込用の口座番号（通帳見開き下部に記載）を印字しています

■ 世帯主の方が記入して下さい。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）に該当するものに印字して下さい。
※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当（いずれか一つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受けられません）。

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の市区町村に転居している世帯
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

該当するものにし点でチェック
※チェックが入らない場合は支給対象外です。

※ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
※ 既に他市区町村で給付を受けている場合は、支給対象となりません。

世帯主氏名・確認日・連絡先電話番号を必ず記入

受給を希望しない場合は×印を記入

※ 本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名 確認日 令和 年 月 日 連絡先電話番号

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入して下さい。

※※※※【本給付金の振込口座を変更（又は上記口座が空欄）の場合は、下記から選択して下さい】

- ① 世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望
※ この選択は事前にマイナンバー等でマイナンバーカードを使って、国に公金受取口座を登録していることにより行われます。
- ② 下記の現に使用している世帯主（申請者）名義の口座への振込を希望
□ 下水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座（希望する場合は、関係機関に照会をお願いします）
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、関係部局に照会することを承諾していただきます。
- ③ 下記の口座へ振込を希望【必ず裏面に本人確認資料と口座番号が確認できる通帳等の写しを添付して下さい】

【受取口座記入欄】※ 下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号
1. 銀行 4. 信託 7. 信託連 2. 金庫 3. 農協 3. 信託 8. 農協	本支店 本支所 出張所	1. 普通 2. 当座	※お読みください
金融機関番号	店番号		
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きを上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※お読みください	※お読みください	
	1	0	※

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取りができない方は清水町福祉介護課地域福祉係 <物面高懸対応新たに非課税等となる世帯臨時給付金担当>（電話055-981-8207）にお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入して下さい。

代理人の方が手続きする場合は裏面上段も記入

支給口座が印字されていない、または振込口座を変更したい場合は、変更したい□にし点を入れて金融機関情報を記入

①公金受取口座登録選択する場合は、事前にマイナンバーカードに口座登録が必要です。

③を選択した場合、必ず口座確認書類（通帳など）と本人確認書類（運転免許証など）のコピーを裏面に貼付して下さい。

支給要件確認書の記入例

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所
	上記の者を代理人と認め、 本給付金の			日中に連絡可能な電話番号 ()
確認・請求 受給 確認・請求及び受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	署名 世帯主氏名

世帯主以外の方が手続きする場合は、代理人の方の氏名等を記入し、その方の本人確認資料（運転免許証など）を添付してください。

※この欄の「世帯主氏名」は表面左上部に印字されている世帯主氏名のことで

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望する場合は、
記入した振込を希望する口座の番号を記入してください)

口座情報を記入した場合、通帳またはキャッシュカード等の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人がわかる部分をコピーして、この部分に貼付

本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)
※代理による場合は、代理人の本人確認書類を提出してください

表面の上の方に記載の本人(代理人)の氏名
又は 代理人が確認した本人(代理人)の氏名

- 口座情報を記入した場合
→ 世帯主の本人確認書類のコピーをこの部分に貼付
- 上記の代理人欄を記入した場合
→ 代理人の本人確認書類のコピーをこの部分に貼付

【本人確認書類とは】
運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳(氏名記載部分)、介護保険証、パスポート等

確認書の記入が終了しましたら、同封の封筒に入れ、清水町役場福祉介護課に令和7年6月30日までに返送してください。到着後、3～4週間程度で支給口座に振り込みます。